

韮崎市耐震改修促進計画

山梨県 韮崎市

目 次

序 章2
1. 計画の目的	
2. 本計画の位置づけと他の計画との関係	
3. 計画期間	
第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標3
1. 想定される地震の規模・被害の状況	
2. 耐震化の現状	
3. 耐震改修等の目標設定	
4. 市有建築物の耐震化の目標等	
第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	...15
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3. 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	
5. 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	
第 3 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	...19
1. 地震ハザードマップの作成	
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実	
3. パンフレットの作成・配布や講習会の開催	
4. リフォームに合わせた耐震改修の誘導	
5. 自治会等との連携に関する事項	
6. 税制の周知・普及	
第 4 章 その他の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	...21
1. 県、市町村、関係団体による体制の整備	
2. その他	
関係法令	...22
建築物の耐震改修の促進に関する法律	
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	
建築基準法	

序 章

1 計画の目的

韮崎市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

耐震化の必要性について

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

一方、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震や東南海・南海地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

こうしたことから、建築物の耐震改修については、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に基づき策定したものです。

また、韮崎市地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から平成32年度までの13年間の計画期間とします。

※前計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間の計画として策定しましたが、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部改定を受け、計画期間を5年間延長するとともに所要の見直しを行いました。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、市内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曽根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	震度7（身延町、南部町の一部） 震度6強（甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部） 震度6弱（韮崎市の一部他）
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14)	震源により異なるが、 震度6強（富士吉田市、忍野村、山中湖村） 震度6弱（旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市）
釜無川断層地震	震度7（韮崎市、増穂町、南アルプス市） 震度6強（断層に沿って帯状に分布）
藤の木愛川断層地震	震度7（甲州市、笛吹市）
曽根丘陵断層地震	震度7（甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町） 震度6強（断層から甲府盆地側）
糸魚川－静岡構造線地震	震度6強（釜無川に沿って） 震度6弱（断層に沿って帯状に分布）



図1-1 想定地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（2）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、本市に想定される地震による人的被害の想定は、次のとおりです。

なお、東海地震については、「冬季の朝5時、予知なし」の場合とし、その他の地震では、「平日の夕方6時」を想定したものです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	4	22	236	262
南関東直下プレート境界地震	1	5	41	47
釜無川断層地震	209	119	1,304	1,632
藤の木愛川断層地震	6	26	285	317
曾根丘陵断層地震	2	9	85	96
糸魚川-静岡構造線地震	90	80	902	1,072

(3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、本市に想定される地震による建物被害の想定は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月）） （単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	63	683	746
南関東直下プレート境界地震	7	35	42
釜無川断層地震	4,251	3,196	7,447
藤の木愛川断層地震	94	886	980
曽根丘陵断層地震	17	131	148
糸魚川－静岡構造線地震	1,834	2,952	4,786

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

（住宅・土地統計調査使用の場合）

平成25年・平成20年の「住宅・土地統計調査」を基に平成27年度末の住宅数を推計すると、韮崎市内の住宅総数は、11,720戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、3,020戸で全体の25.7%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数

（単位：戸）

住宅総数				
11,720	昭和55年以前 の住宅 ※	3,020 (25.8%)	昭和56年以降 の住宅 ※	8,700 (74.2%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

蕪崎市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の80.5%を占めています。また、戸建て住宅の29.6%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は23.8%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が10.0%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は2.0%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数		①	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		11,720	2,290		9,430	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
戸建て	9,430	80.5%	2,790	29.6%	6,640	70.4%
共同建て	2,290	19.5%	230	10.0%	2,060	90.0%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は8,570戸あり、全体の73.1%を占めています。また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が1,995戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の87.1%を占めています。(表1-6)

表1-6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数		①	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
		11,720	③ 2,290		⑤ 9,430	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	8,570	73.1%	1,995	87.1%	6,410	68.0%
非木造	3,150	26.9%	295	12.9%	3,020	32.0%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は10,220戸になり、市内における住宅の耐震化率は、平成27年度末で87.2%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ① (2+6)	昭和55年以前の住宅 ②	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したものの ④	耐震性が無いもの ⑤	昭和56年以降の住宅 ⑥	耐震性有の住宅数 ⑦ (3+4+6)	耐震化率
							平成27年度末推計値 ⑧ (7/1)
11,720	3,020	1,270	250	1,500	8,700	10,220	87.2%

(3) 特定建築物等*の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、111棟あります。このうち昭和55年以前に建築された27棟の中で耐震性を有するもの16棟(推計値)と耐震改修を実施したものの6棟(推計値)を昭和56年以降に建築された84棟に加えた、106棟(推計値)が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、平成27年度末で95.5%と推計されます。(表1-8)

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物等 ① (2+6)	昭和55年以前の特定建築物等 ②	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したものの ④	耐震性が無いもの ⑤	昭和56年以降の特定建築物等 ⑥	耐震性有の特定建築物等 ⑦ (3+4+6)	耐震化率
							平成27年度末推計値 ⑧ (7/1)
111	27	16	6	5	84	106	95.5%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」（単位：棟）

区分	用途		昭和55年	昭和56年	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (平成27年度末) ⑤ (④/③)
			以前の 建築物 ①	以降の 建築物 ②			
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、 警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、 診療所、老人ホーム、老人 福祉施設、体育館等		11	23	34	32	94.1%
	公共建築物	県	5	7	12	12	100.0%
		市町村	5	9	14	13	92.9%
	民間建築物		1	7	8	7	87.5%
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・ 旅館、映画館、遊技場、美 術館、博物館、銀行等		1	19	20	20	100.0%
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	1	13	14	14	100.0%
	民間建築物		0	6	6	6	100.0%
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限 る）、寄宿舍、下宿、事務 所、工場等		15	42	57	54	94.7%
	公共建築物	県	2	11	13	13	100.0%
		市町村	10	5	15	15	100.0%
	民間建築物		3	26	29	26	89.7%
計			27	84	111	106	95.5%
	公共建築物	県	7	18	25	25	100.0%
		市町村	16	27	43	42	97.7%
	民間建築物		4	39	43	39	90.7%

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、法第6条に規定する「特定建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- 法第6条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）
- 法第6条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）
- 法第6条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

平成32年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、平成27年の約87%を平成32年までに少なくとも95%にすることを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において90%にすることを目標としています。

このため韮崎市においても、国の基本方針および、県の「耐震改修促進計画」を受け、平成32年度末における住宅の耐震化率の目標を90%とします。（表1-10）

表1-10 平成32年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年以前の住宅			昭和56年以降の住宅 ⑤	耐震性有の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (H27年度未推計値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率の目標 (H32年度末) ⑦ (⑥/①)
		②	耐震性を有するもの ③	耐震性が無いもの ④				
平成27年度	11,360	3,020	1,520	1,500	8,700	10,220	87.2%	
平成32年度	11,390	2,240	1,150	1,090	9,150	10,300		90.4%

※ 住宅総数（H32）は、将来世帯数等に基づく推計値です。

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率の目標設定

- ・市有建築物については、韮崎市の耐震化に関する整備プログラムに基づき、平成32年度末の目標を100%とします。

- ・民間建築物については、県が実施したアンケート調査を踏まえるとともに、的確な施策の推進により、平成33年度末の目標を95%とします。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の平成32年度末における耐震化率の目標を98%とします。(表1-11)

表1-11 平成32年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標
(単位：棟)

特定建築物 等数		昭和55			昭和56 年 以降の 特定建築 物等 ⑤	耐震性有 の特定建 築物等数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (H27年度 末推計値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率の 目標 (H32年度 末) ⑧ (⑥/①)
		年 以前の特 定建築物 等 ②	耐震性を 有するも の ③	耐震性が 無いもの ④				
① (②+⑤)								
平成27年度	111	27	22	5	106	95.5%		
平成32年度	120(推測)	25	23	2	118		98.3%	

特定建築物が被災し倒壊等した場合には、多大な被害の発生が予想されることから、特に耐震化を急ぐ必要があります。

そのためには、特定建築物の所有者等の意識改善を図り、耐震診断を促進することによって、当該建築物の耐震性能を明らかにすることが前提となりますので、すべての特定建築物の耐震診断を完了させることを目標とし、積極的に指導・助言を行います。

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。（表1-12）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-12 平成32年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標
（単位：棟）

区分	用途	平成27年度末現在					耐震化率 の目標 (平成32年度末)	
		昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物 数 ③ (①+②)	耐震性 有 建築物 数 ④	耐震化率 (平成18年 度末) ⑤ (④/③)		
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	11	23	34	32	94.1%	100%	
	公共建築物	県	5	7	12	12	100.0%	100%
		市町村	5	9	14	13	92.9%	100%
	民間建築物	1	7	8	7	87.5%	100%	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	1	19	20	20	100.0%	100%	
	公共建築物	県	0	0	0	0		
		市町村	1	13	14	14	100.0%	100%
	民間建築物	0	6	6	6	100.0%	100%	
特定 多数の 者が 利用 する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	15	42	57	54	94.7%	96%	
	公共建築物	県	2	11	13	13	100.0%	100%
		市町村	10	5	15	15	100.0%	100%
	民間建築物	3	26	29	26	89.7%	93%	
計		27	84	111	106	95.5%	98%	
	公共建築物	県	7	18	25	25	100.0%	100%
		市町村	16	27	43	42	97.7%	100%
	民間建築物	4	39	43	39	90.7%	95%	

4 市有建築物の耐震化の目標等

市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は43棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは16棟になります。この16棟のうち、耐震性を有するものは15棟になります。これに、昭和56年以降に建築された27棟を加えた42棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は97.7%となります。(表1-13)

表1-13 市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状
(単位：棟)

区分	昭和55年以前の建築物 ②			昭和56年以降の建築物 ①	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (平成27年度末) ⑤ (④/③)
	耐震性						
	有	無					
災害時の拠点となる建築物	5	4	1	9	14	13	92.9%
不特定多数の者が利用する建築物	1	1	0	13	14	14	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	10	10	0	5	15	15	100.0%
内、市営住宅	10	10	0	5	15	15	100.0%
計	16	15	1	27	43	42	97.7%

(2) 市有建築物の耐震化率の目標設定

市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の平成33年度末における耐震化率の目標は、100%とします。(表1-14)

表1-14 市有建築物(「多数の者が利用する特定建築物等」)の耐震化率の目標
(単位:棟)

	平成27年度末の 耐震化率	平成32年度末の 耐震化率の目標
災害時の拠点となる建築物	92.9%	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	100.0%	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	100.0%	100.0%
計	97.7%	100.0%

(3) 耐震診断の結果等

市有の特定建築物の耐震診断結果等については、ホームページにて公開します。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、市は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、建築関係団体等と、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 韮崎市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化についても積極的に実施します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、法第6条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

(3) 建築関係団体等の役割

建築に関する専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じることとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、韮崎市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 木造住宅耐震診断事業

事業内容	住宅の耐震診断に対する補助（ブロック塀等の点検を含む）
対象	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
事業主体	住宅所有者の申請により市が実施
補助率（額）	全額市負担

② 木造住宅耐震改修事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率（額）	一般世帯 耐震改修に要した費用の1/2以下かつ1200千円を限度
	高齢者等世帯・未就学児のいる子育て世帯 耐震改修に要した費用の2/3以下かつ1200千円を限度

③ 木造住宅耐震性向上型改修事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅 昭和45年12月以前に建設された木造住宅を、耐震診断の総合評点が0.7未満のものを0.3向上させ0.7以上1.0未満に改修する。
事業主体	個人
補助率（額）	高齢者等世帯・未就学児のいる子育て世帯 耐震改修に要した費用の2/3以下かつ1200千円を限度

④ 木造住宅耐震改修事業（ブロック塀等の除却助成）

事業内容	危険性の高いブロック塀等の除去に対する補助
対象	個人の所有する住宅に附属する補強コンクリートブロック造及び組積造による塀で避難路※1に面したもの
事業主体	個人
補助率（額）	補助対象経費の3分の2以内とし、20万円を限度

※1 避難路：韮崎市地域防災計画に記載されている緊急避難路、通学路並びに1級及び2級の市道に認定されている道路

⑤ 木造住宅耐震シェルター設置事業

事業内容	住宅の耐震改修に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率（額）	耐震シェルターの設置に要した費用の2/3以下かつ240千円を限度

※高齢者等世帯

- ① 65歳以上の夫婦のみの世帯又は65歳以上の単身世帯。
- ② 身体障害者1・2級（肢体に限る）又は療育手帳A所得者がいる世帯。

⑥ 木造住宅耐震改修設計事業

事業内容	住宅の耐震改修設計に対する補助
対象	耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された木造住宅
事業主体	個人
補助率（額）	耐震改修設計に要した費用の2/3以下かつ200千円を限度

(2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、市では県と連携し、適切な役割分担を踏まえ、耐震診断及び耐震改修等に関する支援制度について検討を進めます。

(3) 大規模建築物及び避難路沿道建築物に関する支援策

法で定める大規模建築物及び避難路沿道のうち、既存耐震不適格建築物について、本市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、建築物の耐震化を促進します。

① 災害時避難路通行確保対策事業（前：建築物耐震化促進事業）

事業内容	要安全確認計画記載建築物（法第7条）に基づいて実施する耐震診断について、経費を助成
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等 ・建物所有者等は、市町村に対して補助の申込みを行う。 ・県は、市町村に対して経費の一部を助成する。
補助率（額）	・限度額 1,000㎡以内の部分：3,600円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分：1,540円/㎡、2,000㎡超えの部分：1,030円/㎡、 設計図書の復元費等1,540,000円

	<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合 所有者0 国1/3 県1/4 市町村1/4 ・これに加え、平成32年度まで国の耐震対策緊急促進事業による補助がある。 補助割合 1/6
--	--

② 耐震改修に関わる設計

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関わる設計について、経費の一部を助成
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等 <ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者等は、市町村に対して補助の申込みを行う。 ・県は、市町村に対して経費の一部を助成する。
補助率（額）	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 1,000㎡以内の部分：2,060円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分：1,540円/㎡、2,000㎡超えの部分：1,030円/㎡ ・負担割合 所有者1/6 国1/3 県1/6 市町村1/6 ・これに加え、平成32年度まで国の耐震対策緊急促進事業による補助がある。 補助割合 1/6

③ 耐震改修、建替え又は除却

事業内容	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修等に関わる工事費について、経費の一部を助成
対象	要安全確認計画記載建築物（法第7条）
事業主体	建物所有者等 <ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者等は、市町村に対して補助の申込みを行う。 ・県は、市町村に対して経費の一部を助成する。
補助率（額）	<ul style="list-style-type: none"> 【耐震改修工事】 ・限度額 住宅（木造）については、13,500円/㎡以内、住宅（非木造）については、33,500円/㎡以内、住宅以外については50,300円/㎡以内 【建替え及び除却】 ・限度額 建替えに要する経費及び除却に要する経費の合計額以内とする。 【除却工事】 ・限度額 除却に要する経費及び除却に要する経費の合計額以内とする。 ・負担割合 所有者4/15 国1/3 県1/6 市町村1/6 ・これに加え、平成32年度まで国の耐震対策緊急促進事業による補助がある。 補助割合 1/15

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、市役所ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築指導課及び各建設事務所)並びに(社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀や擁壁、石垣等の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、韮崎市では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き、適切に指導します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁等の転倒及び倒壊により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も狭隘な道路や通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒及び倒壊する危険性のある箇所等については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると住宅内の家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、その後の余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供し、未然に二次災害を防止します。

また、これらの判定は、建築の専門家が個々に建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的な安定にもつながります。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

基本的には、建築物の安全性を確保する責任を有するのは、建築物の所有者及び管理者等ありますが、現実的には、被災時において、その安全性を自ら確認するのは困難であり、その建築物が道路や隣家に及ぼす影響は、居住者のみならず第三者に被害が及び可能性があります。

そのために、市が地震発生直後の応急対応の一環として被災建築物の安全性の判定を応急的に実施するものです。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院並びに避難所となる学校及び体育館等、その他防災上で特に重要な既存建築物については、優先的に着手する必要があります。

また、木造住宅が密集している地域等にある建築物についても、その危険度の高さから所有者に対し、特に普及啓発を図ります。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「韮崎市地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送路等として位置づけられています。

この緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉鎖を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げ

られることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することになります。

① 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道20号	市内全線
	国道52号	市内全線
	国道141号	市内全線
主要地方道	甲府・韮崎線	市内全線
	韮崎・南アルプス・中央線	市内全線
	茅野・北杜・韮崎線	市内全線
	韮崎・昇仙峡線	国道141号交差点から韮崎ｲﾝﾀｰﾁｼﾞﾝまでの間
	韮崎・増富線	市内全線

② 耐震診断結果の報告期限
平成33年3月31日（水）（消印有効） ※ただし、附則第3条で定める規模・用途要件により義務付け対象となる建築物の報告期限は上記ではなく、「平成27年12月31日」となるので注意してください。

③ 義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの (1)昭和56年5月31日以前に工事着工した建築物 (2)①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1項」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの作成

韮崎市では、県からの情報提供のもと、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

韮崎市では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

韮崎市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、韮崎市では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、韮崎市では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

6 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。その概要は、次のとおりです。（表3-1）
今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項 目	内 容
所 得 税	個人が、平成20年12月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を限度）が所得税額から控除されます。 ただし、住宅耐震改修に関する補助事業を制度化した市町村の区域内に限ります。（韮崎市は該当します。）
固定資産税	旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。 ①平成18年～21年に工事を行った場合 3年間 1/2に減額 ②平成22年～24年に工事を行った場合 2年間 1/2に減額 ③平成25年～27年に工事を行った場合 1年間 1/2に減額

※ この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

必要な事項

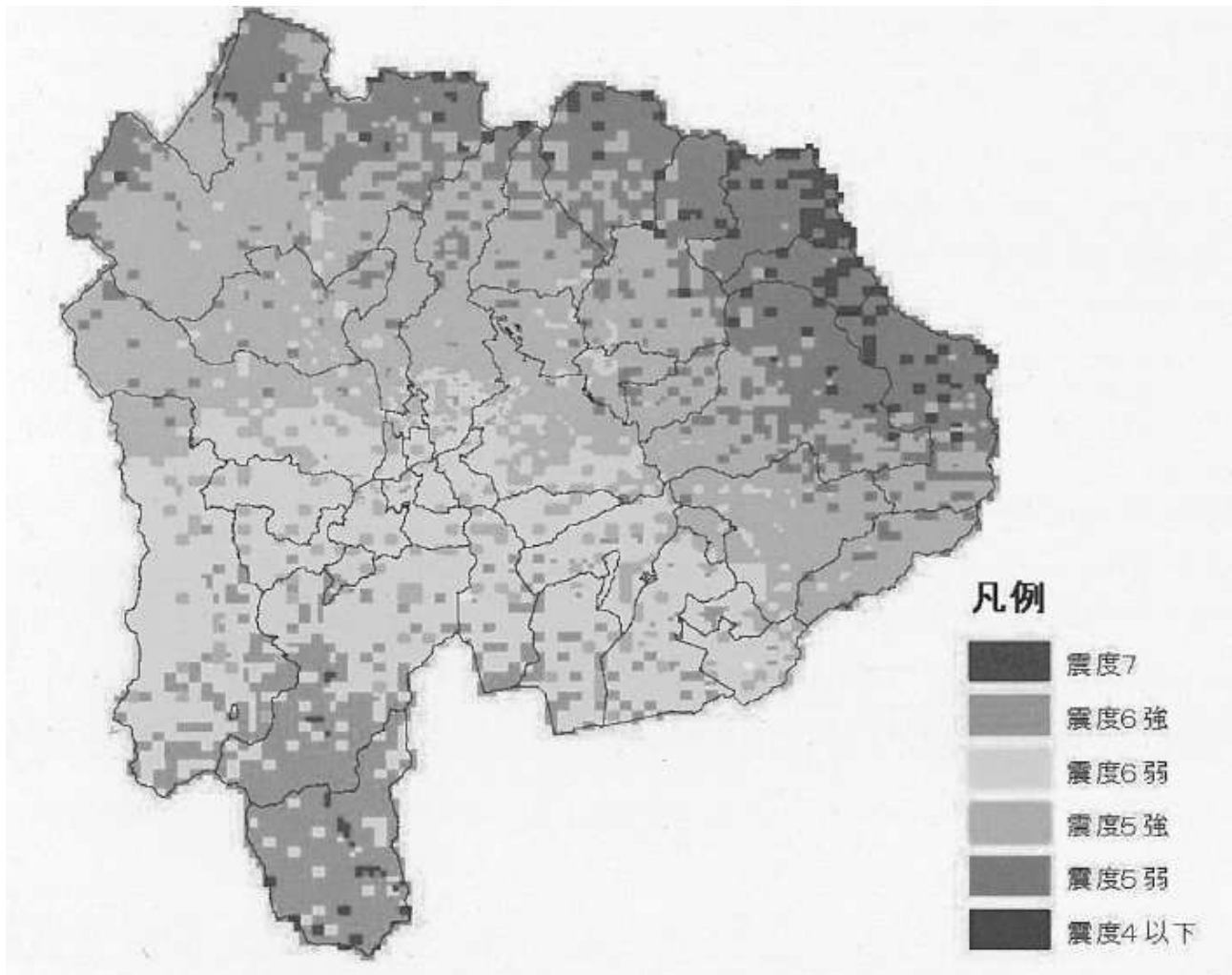
1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 その他

東海地震の切迫性が指摘されるとともに、活断層による大規模な地震の被害が想定される山梨県にとって、新たに建築される建築物についても、建築基準法における検査の徹底が必要です。

東海地震における想定震度分布図



関係法令

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律
(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号
(最終改正までの未施行法令)

平成十七年七月六日法律第八十二号 (未施行)

平成十八年六月二日法律第五十号 (未施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築

物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定 (略)

第五章 建築物の耐震改修に係る特例 (略)

第六章 耐震改修支援センター (略)

第七章 罰則 (略)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成一八年九月二六日政令第三二〇号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの

四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。二百トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

(施行期日)

附 則 （平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 （平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

○ 建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

最終改正：平成一八年一二月二〇日法律第一一四号

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

蕪崎市耐震改修促進計画

平成20年6月

蕪崎市 建設課

〒407-8501

山梨県蕪崎市水神一丁目3番1号

TEL 0551-22-1111 (代表)

FAX 0551-23-1215

ホムページ <http://www.city.nirasaki.lg.jp>

平成26年10月 一部改正

平成28年 3月 一部改正

平成31年 3月 一部改正

